

平成18年10月から障害保健福祉制度が本格的に変わります！

障害者自立支援法

制度のポイント

- ・3つの障害（身体・知的・精神）を1つの法律で支える
- ・施設でなく、「地域での生活」をすすめる
- ・「働く」ことを支援する

障害者基本法の理念
「障害者の自立と社会参加」
の推進

新たなサービスの体系

複雑であったサービスが新しい体系に編成されます。

①住む

家でない場で「住む場所と介護」を支える

- ・施設での支援 ・グループホーム ・ケアホーム

家で「住む」ことを支える

- ・ホームヘルプ ・ショートステイ
- ・重度訪問・包括（障害の重い方を総合的に支える）

②働く

- ・就労移行支援（就職へ向け実習、職場探し、就職後の支援）
- ・就労継続支援（雇用 当該事業所で雇用契約による就労）
- ・就労継続支援（非雇用 雇用契約のなく就労機会の提供）

③昼間に活動する

- ・介護を利用する
生活介護・・・家
療養介護・・・病院
- ・機能訓練を利用する
身体障害・・・身体のリハビリ
知的障害・・・生活訓練
- ・外出を支える
行動援護
重度訪問・包括
- ・活動する
児童デイ

④そのほか、村で作るサービス

- ・相談 ・外出
- ・コミュニケーションを支える
- ・いろいろな活動（地域活動支援センター）
- ・日常生活用具の給付

医療 と 補装具は・・・

自立支援医療 に変わります

- ・精神通院医療費公費負担
- ・更生医療
- ・育成医療

1割自己負担

（所得に応じ上限額 決定）

補装具の給付

1割自己負担 に変わります

（所得に応じ上限額 決定）

さあ、利用 そのときどうする？

まず申請

↓
面接調査・医師意見書
サービスの意向を聞く

↓
障害程度 区分の認定

↓
支給するサービスの種類・量を決定

申請・・・7月1日から
受付開始

気になる自己負担は？

原則……1割負担

ただし、

月額負担の上限額が所得に応じて
4段階あります。

- ①生活保護 …… なし
- ②低所得1 …… 15,000円
- ③低所得2 …… 24,600円
- ④一般 …… 37,200円

*負担を軽くする制度もあります。

今後、サービスを
使いたいとき・困ったとき

まずは、いきいきふれあいセンター内
役場保健福祉課までご連絡ください！

電話 79-7100

